

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種事業について

1 目的

- 死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保すること

2 接種の優先順位

- 接種対象者の希望による任意接種
 - ① インフルエンザの患者診療に従事する医療従事者
 - ② 妊婦及び基礎疾患を有する者
 - ③ 1歳～就学前の小児
 - ④ 1歳未満の小児の両親
- ※その他、小中高生、高齢者も望ましいと案提示
※パブリックコメント（9/6～9/13）後、今月末を目途に最終決定

3 ワクチン接種を行う医療機関

- ワクチン接種を行う医療機関（受託医療機関）と国が委託契約を締結して実施

4 接種開始時期

- 10月下旬より随時実施予定

5 接種方法

- 受託医療機関は、優先接種対象者を母子手帳や被保険者証等で確認し、ワクチンを接種
- ワクチン接種は受託医療機関で予約制で実施

6 費用負担

- 個人予防を主たる目的とするため、実費相当額を徴収
- ※低所得者の負担軽減措置のあり方は今後検討

7 各事業実施主体の役割

【国】

- ・ 接種の優先順位設定及びワクチン確保
- ・ ワクチン接種を行う医療機関と委託契約を締結し、ワクチン接種を実施

【県】

- ・ 県内における具体的な接種スケジュールの設定
- ・ 医療機関のワクチン在庫量等を把握し、ワクチンの円滑な流通の確保

【市町村】

- ・ 受託医療機関の確保及び住民への接種時期・受託医療機関等の周知